

誠励会デイサービスセンターいしかわ事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人誠励会が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活指導員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員の者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名 称 誠励会デイサービスセンターいしかわ
- 2 所在地 福島県石川郡石川町字新町 98 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりである。

- 管理者 1 名
 - ・管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ー 1 生活相談員 1 名以上
 - ・利用者及び家族等からの相談に応じる。
- ー 1 機能訓練指導員 1 名以上
 - ・身体機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- ー 1 看護職員 1 名以上
 - ・利用者の健康状態の確認、保健衛生上の指導及び看護を行う。
- ー 1 介護職員 1 1 名以上
 - ・利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

(営業日及び営業時間・サービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間・サービス提供時間は、次のとおりとする。

- 1 営 業 日 月曜日から土曜日とする。ただし、8 / 1 5 , 1 2 / 3 1 , 1 / 1 , 2 , 3 、祝祭日は除く。
- 2 営業時間 午前 9 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前 9 時 1 5 分から午後 4 時 3 0 分までとする。

(通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は 1 日 1 単位 6 5 人とする。

(指定通所介護の内容及び利用料その他費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定めた基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の1割、2割、3割の額とする。なお、指定通所介護の内容及び料金、その他費用の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- 一 機能訓練（理学療法、作業療法、物理療法）
- 二 健康チェック（口腔ケアを含む）
- 三 食事サービス
- 四 入浴サービス
- 五 送迎サービス

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 実施地域境界より、片道おおむね20キロメートル未満 880円
- 二 実施地域境界より、片道おおむね20キロメートル以上30キロメートル以下 1200円
- 三 実施地域境界より、片道おおむね30キロメートル以上 1800円

3 利用者の希望により通常の営業日及び営業時間帯を超えて指定通所介護を提供する場合は別表に掲げる利用料を徴収する。

4 指定通所介護にかかる食費については、別表に掲げる利用料を徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、平田村、石川町、古殿町、玉川村、浅川町、白河市、鮫川村、矢吹町、中島村の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に次の事項について、留意するものとする。

- 一 サービス利用にあたっては、日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 入浴サービスを利用する際の留意事項
(看護師等の指示に従って入浴してください。)
- 三 給食サービスを利用する際の留意事項
(生活相談員等にご相談下さい。)
- 四 機能訓練サービスを利用する際の留意事項
(機能訓練指導員等の指示に従ってください。)
- 五 送迎サービスを利用する際の留意事項
(迎え及び帰りの時間等をご確認下さい。)

(緊急時における対応方法)

第10条 指定通所介護事業従事者は、通所介護中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 指定通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともにその設備の定期的な点検を行う。

2 指定通所介護事業者は、非常災害に対する具体的な計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、防火管理者または非常災害についての責任者を定めるものとする。

3 指定通所介護事業者は、非常災害対策に備えるため、年2回定期的に避難、救出の必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する重要事項)

第15条 指定通所介護事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設け、業務体制の整備をする。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 8 月 1 日一部改正する。

平成 31 年 4 月 1 日一部改正する。

令和 元年 7 月 1 日一部改正する。

令和 元年 8 月 1 日から施行する。

令和 元年 9 月 15 日から施行する。

令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

誠励会デイサービスセンターいしかわ事業所運営規定（別表）

1. 利用者の希望により、通常の営業日及び営業時間帯を越えて指定通所介護を提供する場合は、次の利用料を徴収する。
 - (1) 1時間700円で、提供は最長2時間までとする。
2. 指定通所介護にかかる食費については、次の利用料を徴収する。
 - (2) 1回あたり500円以内とする。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前説明した上で、支払いに同意得るものとする。